

介護老人保健施設入所利用約款

説明者

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設センチュリー21(以下「当施設」という)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和5年4月1日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人に同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われたい限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ①行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
- ②弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活が

できると判断された場合

- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超える判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
*なお、④にて支払われない場合、連帯保証人方へご請求させていただきます。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設の利用継続ができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日(但し、10日が土日となる場合は週明け月曜)に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録及び診療録等を作成した日より5年間保存します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して 当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反する おそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。またその際に、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し受診時の付き添いを依頼することがありますので、その場合は同行をお願いします。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡するので対応願います。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設センチュリー21のご案内
(令和5年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団明星会 介護老人保健施設センチュリー21
- ・開設年月日 平成8年 6月20日
- ・所在地 岐阜県加茂郡富加町夕田 380番地
- ・電話番号 (0574)54-3321 ・ ファックス番号 (0574)54-1528
- ・管理者名 深見 光樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2151380017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護および医学的管理の下で、介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援します。さらに、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスも提供し、利用者が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう支援することを目的としています。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜間	業 務 内 容
・医 師	1	1	—	疾病の診断と治療
・看護職員	9	—	1	医師の指示による看護業務
・薬剤師	—	—	—	・・・
・介護職員	22	7	3	自立の支援、日常生活の充実の為の適切な介護
・介護支援専門員	1	—	—	施設サービス計画の作成
・支援相談員	2	—	—	施設利用相談・家庭復帰指導・生活指導相談等
・理学療法士	(兼)2	(兼)1	—	諸機能の維持回復・生活自立に必要なリハビリ
・作業療法士	(兼)3	—	—	同 上
・言語聴覚士	—	—	—	・・・
・マッサージ師	—	—	—	・・・
・管理栄養士	1	—	—	利用者の献立と栄養指導
・事務職員	2	—	—	施設財務管理その他の事務
・その他	3	—	—	施設管理等

(4) 入所定員等 ・定員 100名

- ・療養室 個室 12室、2人室 14室、4人室 15室

(5) 通所定員40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 朝食 7時30分 ～ 8時00分
 昼食 12時00分 ～ 12時30分
 夕食 18時00分 ～ 18時30分
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑧ 機能回復訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス(原則月2回実施します。)
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人 録三会 太田病院
 - ・住 所 美濃加茂市太田町 2825 番地
- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人 慈成会 杉山クリニック
 - ・住 所 加茂郡富加町羽生 1481 番地-2
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 あまいけファミリー歯科
 - ・住 所 加茂郡富加町羽生 1071 番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会・・・できるだけ頻繁に面会に励行してください。
- ・外出・外泊・・・原則として前日までに申し出てください。その送迎は家族で行ってください。
- ・飲酒・喫煙・・・飲酒及び喫煙は施設内・施設敷地内はできません。
- ・火気の取扱い・・・火気の取扱いはできません。
- ・設備・備品の利用・・・貸与備品や設備の取扱は丁寧に取り扱ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・必要最小限にとどめてください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・多額の金銭や貴重品等は所持しないようにしてください。当面不要な金

銭は事務所にて「預かり金管理」を行いますので申し出てください。

- ・ 外泊時等の施設外での受診・・・入所中は医療保険が使用できませんので注意してください。協力病院で診察される場合、支払いは施設から行ないます。この場合「センチュリー21に入所中、外泊(出)中」と申し出てください。
- ・ ペットの持ち込み・・・持ち込みはできません。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等を設置して万全を期しております。
- ・ 防災訓練 年2回以上行ないますのでご協力いただきます。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が在籍しておりますので、お気軽にご相談ください。
(電話0574-54-3321)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご自宅で生活していただける状態になるか、という施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室(機能訓練室)にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	多 床 室	従来型個室
・ 要介護 1	7 9 3 円	7 1 7 円
・ 要介護 2	8 4 3 円	7 6 3 円
・ 要介護 3	9 0 8 円	8 2 8 円
・ 要介護 4	9 6 1 円	8 8 3 円
・ 要介護 5	1, 0 1 2 円	9 3 2 円

* 初期加算(Ⅱ)：入所後30日間に限って上記施設利用料に30円加算されます。

* 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。

* 夜勤職員配置加算(基準以上の夜勤職員を配置した場合)24円/日加算されます。

* 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

入所者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行い、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出して、必要に応じてリハビリテーション計画を見直し、入所日から起算して3ヵ月以内の期間に集中的に実施した場合は258円/日加算されます。

* 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

入所日から起算して3ヵ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを実施した場合は200円/日加算されます。

* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

入所者が退所後生活する居宅または施設等を訪問して、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、入所日から起算して3ヵ月以内の期間に週3日を限度として実施した場合は240円/日加算されます。

* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

入所日から起算して3ヵ月以内の期間に週3日を限度として実施した場合は120円/日加算

されます。

*若年性認知症入所者受入加算(初老期における若年性認知症の方を受け入れた場合)120円/日加算されます。

*入所・退所時及びその前後に指導等を行なった場合は、下記の料金が加算されます。

①入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)450円/回 (Ⅱ)480円/回

②退所時情報提供加算 (Ⅰ)500円/回 (Ⅱ)250円/回

③入退所前連携加算 (Ⅰ)600円/回 (Ⅱ)400円/回

*療養食加算(医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合)6円/回加算されます。

*経口移行加算(経管により食事を摂取する入所者に、経口摂取を進める為に医師の指示に基づく栄養管理を行う場合)28円/日加算されます。

*経口維持加算(Ⅰ)(摂食機能障害を有し嚥下が認められる入所者に対し、共同で入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、医師の指示に基づき経口維持計画を作成・食事摂取の為に特別な管理を行なう場合)400円/月加算されます。

*口腔衛生管理加算(Ⅰ)(入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っている場合)90円/月加算されます。

*再入所時栄養連携加算(入所者が医療機関に入院し、入所時と大きく異なる栄養管理{経管栄養又は嚥下調整食の新規導入}が必要となった際に、医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合)200円/回加算されます。

*栄養マネジメント強化加算(規定数の管理栄養士を配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従って食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合)11円/日加算されます。

*排せつ支援加算(Ⅰ)(入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも6ヶ月に1回評価を行った場合)10円/月加算されます。

排せつ支援加算(Ⅱ)次のいずれかに適合すること。

(一)要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない場合。

(二)施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなった場合。15円/月加算されます。

排せつ支援加算(Ⅲ)上記の(一)、(二)に掲げる基準のいずれにも適合する場合。

20円/月加算されます。

*褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価し、その後、少なくとも3ヶ月に1回評価を行った場合)3円/月加算されます。

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がない場合)13円/月加算されます。

*自立支援促進加算(医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6ヶ月に1回医学的評価の見直しを行う。医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画書を策定し、支援計画に従ったケアを実施した場合)300円/月加算されます。

*科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出を行った場合)

40円/月加算されます。

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)((Ⅰ)に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を厚生労働省に提出を行った場合)60円/月加算されます。

*ターミナルケア加算(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者についてケアを行った場合)死亡日以前31日以上45日以下については72

円／日加算されます。死亡日以前4日以上30日以下については160円／日加算されます。
死亡日の前日及び前々日については910円／日加算されます。

死亡日については1,900円／日加算されます。

*緊急時施設療養費(入所者の病状が著しく変化し緊急時治療管理が行われた場合)

518円／日必要となります。

*所定疾患施設療養費(I)(肺炎・尿路感染症等の入所者に対し、投薬・検査等が行われた場合)
239円／日(月1回・連続する10日間を限度)必要となります。

*認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度) 200円

*安全対策体制加算 20円／入所時に1回

*サービス提供体制強化加算(I)(介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が
35%以上の場合)22円／日加算されます。

*介護職員等処遇改善加算(I):利用総保険内点数の7.5%

※当施設が提供する介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める法定代理受領サービスについて、介護保険負担割合証の割合に基づいて支払いを受けるものとします。

(2)その他の料金

①食費 1,680円／日(税込・*注)

・朝食 410円 ・昼食 660円(おやつ代を含む)・夕食 610円

②居住費(療養室の利用費)(1日当たり(*注))

・従来型個室 1,728円 ・多床室 437円

(*注):上記①及び②において、負担限度額認定にて減額を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。

③特別な室料(税込)

・特別室 2,800円／日・個室 1,800円／日・2人室 650円／日

④理美容代 実費(1,500円～)

⑤日用品費 165円(税込)／日

(シャンプー・ボディソープ・ティッシュペーパーなど、施設で用意する、日常生活で利用される消耗品の範囲)

⑥教養娯楽費 0円～165円(税込)／日

(レクリエーションの参加に応じて材料費相当額を負担)

⑦洗濯代 4,400円(税込)／月(原則週2回実施)

1週間 1,100円(税込)

2週間 2,200円(税込)

3週間 3,300円(税込)

4週以上は1ヵ月分となります。

※汚損等により緊急で施設内にて洗濯を行った場合は550円(税込)／回

⑧TVリース代 110円(税込)／日

⑨電気代(電気毛布、テレビ等) 1点につき 100円(税込)／日

(3)支払い方法

- ・毎月10日(但し、10日が土日となる場合は週明け月曜)に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金・銀行振込・金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的
(令和4年11月1日現在)

介護老人保健施設センチュリー21 では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －月1回発行される当施設の広報誌(明星会新聞)への写真等の掲載

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供